

○被害者連絡等実施要領の制定について（平成8年12月2日例規第44号）

[沿革] 平成10年9月例規第38号、11月第42号、15年2月第6号、19年6月第27号、20年3月第25号、23年11月第38号、24年3月第12号、26年6月第18号、29年7月第21号、30年3月第8号、31年4月第23号、令和3年3月第16号、4年3月第5号、5年3月第9号改正

別記のとおり制定し、平成8年12月2日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

別記

被害者連絡等実施要領

第1 目的

この要領は、身体犯又は重大な交通事故事件及び警察本部長（以下「本部長」という。）又は警察署長（以下「署長」という。）が必要と認める事件（触法少年事案を含む。）の被害者又はその遺族（以下「被害者等」という。）に対する捜査状況等についての連絡の確実な実施を期するため、連絡内容、連絡に係る体制等及び警察署の地域警察官による訪問対象者への訪問・連絡活動等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

- 1 この要領において、身体犯とは、次に掲げる罪に当たる違法な行為をいう。
 - (1) 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条の罪であり、未遂を含む。）
 - (2) 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪であり、未遂を含む。）
 - (3) 強盗・強姦等罪及び同致死罪（刑法第241条の罪であり、未遂を含む。）
 - (4) 強姦等罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。）
 - (5) 強制わいせつ罪（刑法第176条の罪であり、未遂を含む。）
 - (6) 準強制わいせつ罪及び準強姦等罪（刑法第178条の罪であり、未遂を含む。）
 - (7) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪であり、未遂を含む。）
 - (8) 強制わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
 - (9) 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪であり、未遂を含む。）
 - (10) 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪であり、未遂を含む。）
 - (11) 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2の罪であり、未遂を含む。）
 - (12) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪であり、未遂を含む。）
 - (13) 人身売買罪（刑法第226条の2の罪であり、未遂を含む。）

- (14) 逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）
- (15) 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）
- (16) 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
- (17) 傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- (18) 上記の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）

2 この要領において、重大な交通事故事件とは、次に掲げる交通事故事件をいう。

(1) 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(2) ひき逃げ事件

車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(3) 交通死亡事故等

(1)及び(2)に掲げるもののほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治3か月以上の傷害を負った事故

(4) 危険運転致死傷罪等に該当する事件

(1)から(3)までに掲げるもののほか、危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷処罰法」という。）第2条及び第3条）、無免許危険運転致傷罪（自動車運転死傷処罰法第6条第1項）及び無免許危険運転致死傷罪（自動車運転死傷処罰法第6条第2項）に該当する事件

第3 連絡対象者

連絡対象者は、被害者等とする。ただし、被害者が少年の場合には、原則として、その保護者に連絡するものとする。

第4 連絡内容

連絡は、被害者等から事情聴取を行った捜査員（応援、派遣等で事件を主管する警察署又は交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）以外の所属の捜査員が、これを行った場合は、署長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）が指定する捜査員とし、捜査員には触法少年事案に携わる警察職員を含む。以下「事件担当捜査員」という。）が、これらの者に対して所属、職、氏名等を教示

した上、その意向に反しない限り面接、電話等の方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

1 刑事手続及び犯罪被害者のための制度

被害の認知時等、捜査の初期段階において、「被害者の手引」を配布した上で、刑事手続及び犯罪被害者のための制度についての連絡を行うものとする。

2 捜査状況（被疑者検挙まで）

(1) 身体犯の場合

ア 被害者が死亡した事件

被害の届出を受理した後、おおむね2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行うほか、以後、原則として、少なくとも1年に1度、定期的な連絡を行うものとする。

イ アに掲げるもの以外の身体犯

被害の届出を受理した後、おおむね2か月を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行うものとする。

なお、被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案して、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

(2) 重大な交通事故事件の場合

ア 死亡ひき逃げ事件

事件の認知後、おおむね2週間、2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行うほか、以後、原則として、少なくとも1年に1度、定期的な連絡を行うものとする。

イ ひき逃げ事件

事件の認知後、おおむね2週間を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行うものとする。

なお、被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案して、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

ウ 交通死亡事故等及び危険運転致死傷罪等に該当する事件

事件の認知後、おおむね1か月を経過した時点で被疑者の送致に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行うものとする。

なお、被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案して、以後、状況に

じて連絡を行うものとする。

3 被疑者の検挙状況

(1) 逮捕事件の場合

ア 被疑者を逮捕した場合

被疑者を逮捕した場合は、逮捕後速やかに被疑者を検挙した旨、被疑者の人定その他必要と認められる事項について連絡するものとする。ただし、否認事件、いまだ逮捕していない被疑者のいる共犯事件等において、逮捕後速やかに連絡を行うことが捜査に支障を及ぼす場合は、連絡による捜査への支障がなくなった段階で連絡を行うものとする。

被疑者の身柄拘束中に余罪として送致した場合の連絡内容についても被疑者を逮捕した場合と同様とする。

イ 逮捕した被疑者を送致する前等に釈放した場合

逮捕した被疑者を送致する前に釈放した場合は、釈放後速やかに釈放した旨及びその理由について連絡を行い、勾留（少年事件の場合の勾留に代わる観護の措置を含む。以下同じ。）が行われなかった場合には、釈放後速やかにその旨について連絡するものとする。

(2) 在宅送致事件の場合

被疑者を在宅で送致した場合は、送致後速やかに被疑者を検挙した旨、被疑者の人定、事件を送致した検察庁（以下「送致先検察庁」という。）その他必要と認められる事項について連絡するものとする。

被疑者を逮捕したが、その後身柄を釈放し、在宅で送致した場合も同様とする。

(3) 少年事件の場合の特例

被疑者が少年の場合で、被害者等に被疑少年の人定その他必要と認められる事項を連絡することにより被疑少年の健全育成を害するおそれがあると認められるときは、被疑少年の人定等に代えてその保護者の人定等を連絡するものとする。

なお、被疑少年又はその保護者の人定等を被害者等に連絡したときは、連絡後速やかに当該被疑少年の保護者に対してその旨を連絡するものとする。

(4) 触法少年事案の場合

14歳未満の少年が、第2の1又は第2の2に掲げる行為を行った場合で、児童相談所への送致又は通告を行ったときには、事後速やかにその旨及び当該触法少年の保護者の人定その他必要と認められる事項について連絡するものとする。

なお、触法少年の保護者の人定等を被害者等に連絡したときは、連絡後速やかに当該触法少年の保護者に対してその旨を連絡するものとする。

4 逮捕被疑者の処分状況

逮捕後、勾留が行われた事件については、勾留期間満了後速やかに送致先検察庁、処分結果（起訴、不起訴、処分保留等をいう。）、起訴の場合については公訴を提起した裁判所その他必要と認められる事項について連絡するものとする。ただし、被疑者が少年の場合は、勾留期間満了後速やかに送致先検察庁及び送致した家庭裁判所について連絡するものとする。

5 連絡の際の配慮事項

- (1) 被害者等及びその関係者の素行、言動等により、これらの者による被疑者への報復の可能性が認められる等、連絡を行うことが適当でないと思われる場合には、連絡を行わないものとする。
- (2) 暴力団犯罪の被害者等への連絡については、保護対策実施要綱の運用要領の制定について（平成23年12月22日付け警察庁丙組暴発第21号）に基づく保護対策の実施との調整を図るものとする。
- (3) 連絡の際には、被害者等に対して、被疑者（触法少年を含む。）及び被疑者が少年の場合における保護者のプライバシーの重要性について説明を行い、当該被疑者等のプライバシーに関する紛議事案が起こることのないよう配慮するものとする。

なお、少年事件の場合には、少年の健全育成の重要性について説明を行うとともに、触法少年事案の場合には、少年法（昭和23年法律第168号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の趣旨、刑法第41条による犯罪の不成立等についても説明を行い、少年の健全育成についての十分な配慮を行うものとする。

第5 連絡に係る体制等

1 署長等の任務

署長及び高速隊長（以下「署長等」という。）は、被害者等に対する連絡の実施状況を把握し、連絡が確実に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

2 被害者連絡責任者の指定等

- (1) 署長は、事件の捜査（触法少年事案の調査を含む。以下同じ。）を担当する課（以下「事件捜査担当課」という。）の長を、高速隊長は、中隊長及び分駐隊長を被害者連絡責任者に指定するものとする。
- (2) 被害者連絡責任者は、1に掲げる措置に関し署長又は高速隊長を補佐するとともに事件担当捜査員に対する指導等を行うものとする。

3 被害者連絡担当係の指定

- (1) 署長は、刑事課（奈良警察署、天理警察署及び橿原警察署にあつては刑事第一

課及び刑事第二課をいう。)において庶務的業務を行っている者1名を、交通課(奈良警察署にあっては交通第二課をいう。)において交通捜査業務を行っている者1名をそれぞれ被害者連絡担当係に指定するものとする。

(2) 高速隊の副隊長は、同隊において交通捜査業務を行っている者1名を被害者連絡担当係に指定するものとする。

(3) 被害者連絡担当係は、事件担当捜査員の被害者等への連絡の実施状況を確実に把握するように努めるものとする。

4 「被害者連絡経過票」の作成管理

(1) 事件担当捜査員は、被害の認知時等、被害者等に連絡を行ったときは、その都度、被害者連絡経過票(別記様式第1。以下「経過票」という。)を作成し、被害者連絡責任者を經由して署長又は高速隊長に報告するものとする。

(2) 経過票は、事件捜査担当課又は高速隊において保管するものとする。

5 事件担当捜査員が不在の場合の被害者等からの問い合わせへの対応

事件担当捜査員が不在のときに、被害者等から問い合わせがあった場合は、被害者連絡担当係が一時的に対応するなどして確実にその旨を事件担当捜査員に引き継ぐものとする。

第6 関係所属との連携

1 被害認知警察署と被疑者検挙警察署が異なる場合の取扱い

連絡は、原則として被害を認知した警察署(以下「被害認知警察署」という。)が担当するものとする。被害認知警察署と被疑者を検挙した警察署(以下「被疑者検挙警察署」という。)が異なる場合は、被害認知警察署の署長及び被疑者検挙警察署の署長は相互に連携し、確実な連絡の実施に努めるものとする。

2 地域部門との連携

身体犯の事件担当捜査員は、被害者等に対し、奈良県警察犯罪被害者支援要綱の制定について(平成23年11月例規第37条)第2の4の(2)のウに定める警察署の地域警察官による訪問・連絡活動の希望を確認するものとする。

3 犯罪被害者支援担当部門との連携

(1) 被害者連絡責任者は、身体犯の連絡の対象となる事件を認知したとき及び被害者等が犯罪被害者等給付金の支給申請を要望したときは、警察署の県民サービス係にその旨を連絡するものとする。

(2) 事件担当捜査員は、警察署の県民サービス係と緊密に連絡を行うものとする。

第7 地域警察官による被害者への訪問・連絡活動

1 被害者訪問・連絡活動の対象者

被害者等への訪問・連絡活動（以下「被害者訪問・連絡活動」という。）の対象者（以下「訪問対象者」という。）は、第6の2に基づき身体犯の事件担当捜査員が確認した結果、地域警察官による被害者訪問・連絡活動を希望した被害者等（被害者が少年の場合の保護者を含む。）とする。

2 実施要領

被害者訪問・連絡活動は、次により、訪問対象者の住居地を管轄する警察署（以下「住居地管轄警察署」という。）において実施するものとする。

(1) 経過票の写しの送付

訪問対象者が被害者訪問・連絡活動を希望したときは、当該訪問対象者に対する被害者連絡を担当する警察署（以下「被害者連絡担当警察署」という。）の被害者連絡責任者は、当該署長の承認を得て、住居地管轄警察署の地域課長（奈良警察署にあっては地域総務課長とする。以下同じ。）に対し、第5の4の(1)に定める経過票の写しを送付するものとする。この場合において、被害者連絡担当警察署と住居地管轄警察署が異なるときは被害者連絡担当警察署の署長は、住居地管轄警察署の署長と緊密な連携を図るものとする。

(2) 被害者訪問担当係の指定等

ア 住居地管轄警察署の署長は、地域課（奈良警察署にあっては地域総務課とする。）において庶務的業務を行っている者1名を被害者訪問担当係に指定するものとする。

イ 被害者訪問担当係は、次に掲げる業務を行うものとする。

(ア) 経過票の写しの受理、保管及び管理

(イ) (4)のウに掲げる被害者訪問・連絡実施結果報告書の保管及び管理

(ウ) 関係部門等との連絡及び調整

(エ) その他地域課長が命じた業務

ウ 被害者訪問担当係は、(3)に掲げる担当警察官が不在のときに、訪問対象者から問い合わせがあった場合は、一時的に対応するとともに、確実にその旨を担当警察官に引き継ぐものとする。

(3) 担当警察官の指定

住居地管轄警察署の署長は、訪問対象者の住居地を受持区（奈良県地域警察運営に関する訓令（平成元年9月奈良県警察本部訓令第11号）第33条第1項に規定する巡回連絡を実施する担当区域という。）とする地域警察官を被害者訪問・連絡活動の担当警察官（以下単に「担当警察官」という。）に指定するものとする。ただし、女性の訪問対象者が女性警察官による被害者訪問・連絡活動を希望する

場合その他特段の事情がある場合は、この限りでない。

(4) 被害者訪問・連絡活動の実施

ア 被害者訪問・連絡活動は、原則として担当警察官が訪問対象者の住居地を訪問し、訪問対象者と面接することにより行うものとする。

被害者訪問・連絡活動を行うに当たっては、被害回復、被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導等を行うとともに、訪問対象者から警察に対する要望、苦情、相談等を聴取するものとする。

イ 担当警察官は、特段の事情がある場合を除き、当該指定を受けてから1週間以内に第1回目の被害者訪問・連絡活動を行うものとする。この場合において、経過票の写しの記載内容その他の情報から被害者訪問・連絡活動を迅速に行う必要があると認められる場合は、可能な限り早急に行うものとする。

ウ 担当警察官は、被害者訪問・連絡活動を実施したときは、その都度、被害者訪問・連絡活動実施結果報告書（別記様式第2。以下「実施結果報告書」という。）を作成し、住居地管轄警察署の地域課長を経由して当該署長に報告するものとする。

(5) 被害者訪問・連絡活動の実施頻度及び期間

被害者訪問・連絡活動の実施頻度及び期間は、訪問対象者の希望を踏まえた上で定めるものとし、訪問対象者から特段の希望がない場合には、原則として1か月に1回程度行うものとする。

なお、初回の実施からおおむね2か月を経過した時点で訪問対象者の意思を確認し、訪問対象者の同意が得られた場合には、住居地管轄警察署の地域課長は、当該署長の承認を得て、被害者訪問・連絡活動を打ち切ることができるものとする。

(6) 被害者連絡担当部門との連携

住居地管轄警察署の地域課長は、被害者訪問・連絡活動を行った場合及び打ち切りとした場合には、その都度、被害者連絡担当警察署の被害者連絡責任者にその旨を連絡するとともに、実施結果報告書の写し等を送付する等緊密な連携に努めるものとする。

3 活動上の留意事項

担当警察官が被害者訪問・連絡活動を実施する際は、経過票の写しに記載された連絡内容、留意事項等を踏まえ、訪問対象者の心情等を害することのないよう、言動等には十分留意するものとする。

第8 報告等

- 1 署長等は、事件担当捜査員を指定し、又は指定替えを行ったときは、本部事件主管課長へ報告するものとする。
- 2 署長等は、事件担当捜査員が被害者等に連絡を行ったときは、その都度、経過票の写しを添えて、本部事件主管課長へ報告するものとする。
- 3 署長は、担当警察官を指定し、又は指定替えを行ったときは、本部事件主管課長及び生活安全部地域課長へ報告するものとする。
- 4 署長は、担当警察官が被害者訪問・連絡活動を実施したときは、その都度、実施結果報告書の写しを添えて、本部事件主管課長及び生活安全部地域課長へ報告するものとする。

第9 様式の記載要領

経過票の作成に当たっては別添第1を、実施結果報告書の作成に当たっては別添第2をそれぞれ参照して確実な記載に努めるものとする。

(別記様式等省略)